

---

プロジェクト **金融商品（減損）**

項目 **金融資産の減損に関する IASB の検討状況(2013 年 11 月会議以降)**

---

### 本資料の目的

1. 金融商品専門委員会では、金融商品（減損）に関して、IASB が公開草案「金融商品：予想信用損失」（以下「IASB の公開草案」または「公開草案」という。）に対して寄せられたコメントを踏まえて開始した再審議の様相について、適時に情報を更新するとともに、ASBJ の対応等について検討を行っている。
2. 本資料は、金融商品（減損）についての金融商品専門委員会における審議状況をご報告するとともに、IASB の検討状況や ASBJ の対応等についてコメントを頂くことを目的としている（金融商品専門委員会で提示した資料については、参考資料(1)を参照。）

### IASB 会議（2013 年 11 月及び 12 月）による審議の概要

3. 2013 年 11 月及び 12 月の IASB 会議（IASB 単独）で審議された項目は以下のとおりである。

（2013 年 11 月会議）

- (1) その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定される金融資産に関する取扱い
- (2) 営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチ
- (3) IFRS 第 9 号「金融商品」の強制発効日
- (4) 減損の客観的な証拠がある金融商品に係る金利収益の算定及び表示
- (5) 購入又は組成した信用減損金融資産
- (6) ローン・コミットメント及び金融保証契約

（2013 年 12 月会議）

- (1) ローン・コミットメント及び金融保証契約
- (2) 経過措置及び影響分析

4. 今回の委員会では、上記のうち、ASBJ からコメントレターを提出する際に特に議論となった次の点についてご説明させていただく。

- (1) FVOCI で測定される金融資産
- (2) リース債権についての単純化されたアプローチ
- (3) IFRS 第 9 号「金融商品」の強制発効日
- (4) 減損の客観的な証拠がある金融商品に係る金利収益の算定及び表示（金利収益の不計上について）

### **FASB による審議の状況**

5. FASB は、自らの公開草案へのコメントを踏まえた再審議を続けており、2013年12月会議において、IASBが公開草案で提案していた3ステージモデルを棄却するとともに、CECLモデルの改善を図っていく旨を暫定決定している（FASBによる審議の詳細については、参考資料(2)を参照。）

### **IASB による今後の予定**

6. IASB は、2014年1月の会議において、表示及び開示について審議を行っている。また、IASB は、2014年2月会議において、次について審議を行うことを予定している。
- (1) IFRS 第9号の強制発効日（初度適用に関連する論点を含む。）
  - (2) その他の論点
  - (3) デュー・プロセスに関する検討

## IASB 会議における主な論点

### I. FVOCI で測定される金融資産

7. IASB は、公開草案において、FVOCI で測定される金融資産について償却原価で測定される金融資産と同様の取扱いとすることを提案していた。他方、FASB の公開草案では、①当該金融資産について公正価値が償却原価を上回っており、②当該金融資産に対する予想信用損失の額が重要でない場合に減損損失を認識しない実務上の便法が提案されていた。
8. IASB の公開草案における提案について回答者からは概ね支持が示されたが、一部の回答者からは、次のような提案が示された。
  - (1) FASB の公開草案における実務上の便法、またはそれと類似する便法を認めるべき
  - (2) FVOCI で測定される金融資産すべてについて、12 ヶ月の予想信用損失を認識しないとするか、FVOCI で測定される金融資産のうち「低い信用リスク」のものについて12 か月の信用損失を認識しないとするべき
9. IASB は、審議の結果、次の暫定決定を行っている。

#### (IASB 会議における暫定決定)

- (1) IASB は、FVOCI で測定される金融資産に係る予想信用損失の取扱いに関する公開草案における提案を維持する旨を暫定的に決定し、12 か月の予想信用損失の認識を行わない措置を導入しない。
- (2) 予想信用損失は信用損失に関する経営者の予想を反映するものであることを文案作成の際に明確化する。しかし、予想信用損失の見積りに際して「最善の利用可能な情報」を考慮する際に、経営者は信用リスクに関する観察可能な市場情報を考慮すべき。

10. 金融商品専門委員会では、特段のコメントは示されなかった。

### II. 営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチ

11. IASB は、公開草案において、営業債権及びリース債権について次の提案を行っていた。
  - (1) 一般原則の適用に加えて、IAS 第 18 号「収益」において、「財務取引を構成する営業債権（又は、収益認識プロジェクトにおいて重要な財務要素を有するとされている営業債権）」及びリース債権について、常に、全期間の予想信用損失と同額の損失引当金を測定する旨を可能とする会計方針を選択できる。
  - (2) 会計方針の選択は、上記に該当する営業債権及びリース債権のすべてに適用しなければならないが、企業は、営業債権とリース債権について、別個に会計方針の選択を行うことができる。
  - (3) 財務取引を構成しない営業債権については、全期間の予想信用損失を測定することが資産の残存期間を通じて要求される。

12. IASB の公開草案における提案について、回答者からは概ね支持が示された。なお、リース債権については、一部の回答者から、リースプロジェクトが進行中である旨が指摘された。

13. IASB は、審議の結果、次の暫定決定を行っている。

**(IASB 会議における暫定決定)**

IASB は、営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチに関する公開草案における提案を維持する旨について暫定的に決定した。

また、IASB は、リース債権についての会計方針の選択が当該債権の異なる母集団に適用可能かどうかを、リースプロジェクトの最終確定の際にさらに検討すべきであることにも留意した。

14. 金融商品専門委員会では、特段のコメントは示されなかった。

**III. IFRS 第 9 号「金融商品」の強制発効日**

15. IASB は、公開草案において、IFRS 第 9 号「金融商品」の強制適用日について特に明示せず、適用にあたってどの程度の準備期間が必要かについて質問をしていた。また、IASB は、2013 年 7 月会議において、減損及び分類及び測定に関する再審議が終了し、IFRS 第 9 号の公表日に目途がついた後に強制適用日を決めることとしている。

16. IASB の公開草案に対して、回答者からは IFRS が公表後概ね 2~3 年間の準備期間が必要とのコメントが示された。

17. IASB は、審議の結果、次の暫定決定を行っている。

**(IASB 会議における暫定決定)**

(1) IASB は、強制発効日を決定できるのは、減損と分類及び測定の要求事項に関する再審議が完了し、IFRS 第 9 号の最終版の公表日が明らかになった後となることに留意した。

(2) しかし、企業の計画作成を支援するため、IASB は IFRS 第 9 号の強制発効日は、早くとも、2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度からとする。

18. 金融商品専門委員会では、特段のコメントは示されなかった。

**V. 減損の客観的な証拠がある金融商品に係る金利収益の算定及び表示**

19. IASB は、公開草案において、次の提案を行っていた。

(1) 購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、報告日時点で客観的な減損の証拠がある金融資産以外について、金利収益は、実効金利を用いて金融資産の総額での帳簿価格に対して算定されなければならない。

(2) 報告日に減損の客観的な証拠がある金融資産については、資産の純額での帳簿価

額(償却原価)を基礎に算定されなければならない(現行のIAS第39号と同様)。

(3) 金利収益の算定は「対称的」でなければならない(減損の客観的な証拠が存在しなくなった場合、帳簿価額の総額を基礎に金利収益を算定する。)

20. IASBの公開草案における提案について、回答者からは概ね支持が示された。しかし、少数ではあるが、次のような理由から、未収利息不計上アプローチやすべての金融資産について総額で金利収益を算定するアプローチを提案した回答者もいた。

**(未収利息不計上アプローチを支持するコメント)**

- (1) 提案された方法を実行するにはシステム対応等が必要となるため、実行可能性に関する懸念がある。
- (2) 当該法域における現行の規制上の要求事項及び信用リスク管理実務と整合する。
- (3) 企業が契約上のキャッシュ・フローを受け取ると予想していない資産について金利収益を認識することは不適切と考えられる。

**(総額アプローチを支持するコメント)**

- (1) すべての金融資産について、金融資産の総額をベースに金利収益を算定すべき。
- (2) 金融資産の総額をベースとして金利収益を算定する方法によると、財務諸表利用者は企業が権利を有する金利収益と当該資産に関する信用リスクを別個に評価することができるため、より有用な情報を提供することになる。

21. IASBは、審議の結果、次の暫定決定を行っている。

**(IASB会議における暫定決定)**

IASBは、金利収益の算定及び表示に関する公開草案における提案を維持する旨について暫定的に決定した。

22. 金融商品専門委員会では、IASBにおける議事の明確化に関する質疑を除いて、特段のコメントは示されなかった。

**その他**

23. 金融商品専門委員会では、上記に加え、IASBによる金融商品(減損)プロジェクトに対するASBJによる今後の対応等について質疑応答がされた。

**ディスカッション・ポイント**

IASBの検討状況やASBJの対応等について、コメントがあればいただきたい。

以上